

誓約書

下記1の市発注工事請負契約の締結に当たり、高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年高砂市条例第5号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団を利することとならないよう措置を講じて暴力団排除に協力するため、下記2のとおり誓約する。

なお、発注者がこの誓約書の写し及び下記2(9)の情報を兵庫県高砂警察署長（以下「警察署長」という。）に提供すること、発注者が警察署長に下記2(1)及び(2)に関して意見照会すること並びに警察署長から得た情報を発注者が他の業務において暴力団を排除するために利用し、又は高砂市関係組織に提供することについて同意する。

記

1 市発注工事請負契約名

2 誓約事項

- (1) 受注者は、暴力団等（条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）に該当しないこと。
- (2) この建設工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他の契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結するに当たり、暴力団等を契約の受注者とししないこと。
- (3) 受注者は、下請契約等（受注者が市発注工事請負契約（以下「本工事契約」という。）の履行に伴い締結する下請契約等を一次下請契約等として、以下、下請契約等が数次にわたるときは、その全ての下請契約等を含む。以下同じ。）の受注者が暴力団等と下請契約等を締結しないように指導し、二次以下の下請契約等の受注者が暴力団等であることが判明したときには、その旨を発注者に報告するとともに、当該下請契約等の発注者に対し当該二次以下の下請契約等の受注者を当該下請契約等から排除するよう要請すること。
- (4) 受注者は、暴力団等に請負代金債権を譲渡しないこと。
- (5) 受注者が前4号のほか、本工事請負契約書及び本工事契約に係る「暴力団排除に関する特約」の条項に違反したときには、契約の解除、違約金の請求その他発注者が行う一切の措置について異議を述べないこと。
- (6) 受注者は、下請契約等の受注者から、この誓約書に準じた発注者に対する誓約書を各下請契約等の締結後直ちに提出させて保管し、当該誓約書を本工事請負契約書に係る工事が完成した旨の通知をする時まで発注者に提出すること。
- (7) 受注者は、下請契約等の受注者が誓約書を提出していないことが判明した場合には、直ちにその提出を求め、下請契約等の受注者が応じないときは、その旨を発注者に報告すること。
- (8) 受注者は、(6)により下請契約等の受注者から提出させて保管している誓約書を発注者が提出するよう求めたときには、直ちに提出すること。
- (9) 発注者が、受注者又は下請契約等の受注者が暴力団等に該当するのかわを確認するために、その役員等（受注者又は下請契約等の受注者が、個人である場合にあってはその者、法人である場合にあってはその役員及びその支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）についての名簿その他の情報の提供を求めた場合には、受注者は、その役員等の承諾を得て速やかに必要な情報を発注者に提出すること。
- (10) 受注者は、本工事契約の履行に伴い、暴力団等から工事の妨害その他の不当な手段による要求（以下「不当介入」という。）を受けたときには、発注者に報告するとともに、警察署長へ届け出て、捜査上必要な協力を行うこと。
- (11) 受注者は、下請契約等の受注者に対し、当該下請契約等の履行に伴い不当介入を受けたときには、受注者に報告するとともに、発注者にも報告し、警察署長へ届け出て、捜査上必要な協力を行うよう指導すること。
- (12) 受注者は、下請契約等の受注者から不当介入を受けたという報告を受けたとき又は下請契約等の受注者が当該下請契約等の履行に伴い不当介入を受けたことを知ったときには、発注者に報告するとともに、警察署長に届け出て、当該下請契約等の受注者とともに捜査上必要な協力をすること。

年 月 日

高砂市上下水道事業管理者 様

住 所
(所在地)

氏 名
(法人名)
(職氏名)

